

仕 様 書

1 車 種	普通自動車（乗用）
2 形 状	ミニバンタイプ（4ドア以上）
3 規 格	<p>(1) ハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車であること。</p> <p>(2) 総排気量：1,433cc以上</p> <p>(3) 燃 料：ガソリン又は軽油</p> <p>(4) 駆動方式：四輪駆動又は電気式四輪駆動</p> <p>(5) トランスミッション：オートマチック</p> <p>(6) 配 色：シルバー系</p> <p>(7) 車体寸法：全長 4,690 mm以上 全幅 1,695 mm以上 全高 1,875 mm以上</p> <p>(8) 乗車定員：7人以上</p> <p>(9) シート：3列</p> <p>(10) 環境仕様：クリーンディーゼル自動車は、平成21年排出ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準を達成しているものであること。</p> <p>(11) 寒冷地仕様であること。</p>
	<p>【適合車種】</p> <p>規格を満たす一例として示しているものであり、当該車種を指定するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ノア・ヴォクシー（トヨタ自動車） ■セレナ（日産自動車） ■デリカ D:5（三菱自動車工業）
4 年式指定	令和7年以降（新規登録）
5 装備・付属品等	<p>(1) エアコン</p> <p>(2) エアバック（運転席・助手席）</p> <p>(3) AM・FMラジオ</p> <p>(4) ドライブレコーダー（前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、記憶媒体32GB以上）</p> <p>(5) カーナビゲーションシステム（テレビ機能なし、一体型2DIN以上）</p> <p>(6) 後退時車両直後確認装置（バックカメラ等）</p> <p>(7) サイドバイザー 一式</p> <p>(8) ゴム製フロアマット 一式（全席）</p> <p>(9) スノーブレード 一式</p> <p>(10) スタッドレスタイヤ 4本（ホイール付） ※タイヤは日本製であること。</p> <p>(11) タイヤパンク応急修理キット・標準工具一式</p>
6 借受期間	令和7年10月1日～令和12年9月30日（60カ月）
7 納入期限	令和7年10月1日
8 借受台数	1台
9 年走行距離	約10,000km ※この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする。

10 引渡場所	次の施設の敷地内駐車場又は車庫 ・札幌市下水道河川局庁舎（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号）
11 検査場所	上記「10 引渡場所」と同じ
12 保管場所	札幌市下水道河川局庁舎地下車庫内（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号）
13 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。 ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：無制限 ・車両保険：時価（免責額なし） ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
14 メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。 (2) 定定期検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。 (3) オイル交換は半年ごとに行うこと。 (4) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。 (5) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に1回以上更新すること。 (6) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤを手配すること。 (7) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 (8) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。
15 費用負担	(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウインドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。 (2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内100%とする。 (3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。
16 その他	(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、ハイブリット自動車でないもの、また、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。） (3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。 (4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。
17 担当課	札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課 (札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 下水道河川局庁舎2階)